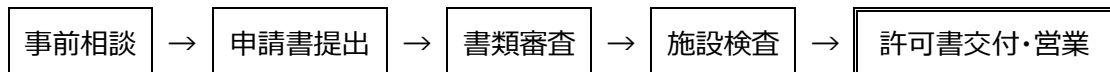


<興行場営業許可申請の手続き>

(令和6年2月更新)

1 手続きの流れ



※申請から許可までの標準処理日数は20日間（閉庁日を除く。）です。ただし、書類に不備があったり施設検査で基準に適合しなかったりした場合はこの限りではありません。

※着工前に基準に適合することを確認するため、事前相談をお勧めします。

※施設検査は、原則火曜日と木曜日に行います。実際に営業ができる程度に準備が整った状態で行います。

2 申請書類

- 興行場営業許可申請書（盛岡市収入証紙22,000円分を貼付したもの）
※臨時・仮設の場合は11,000円分。
- 付近200m以内の見取り図
- 興行場の構造設備の概要（別紙様式）
- 敷地内配置図（敷地内に他の建物や浄化槽、受水槽などの構造物がある場合には明記してください。）
- 施設内平面図（客席部、舞台部、喫煙場所、食堂、ロビー、便所、売店等を明示してください。）
- （営業者が法人の場合）登記事項証明書

3 関係法令

※飲食物を提供する場合は、食品営業許可が必要です。詳しくは、当課の食品衛生担当に相談してください。

※興行場には、建築基準法や消防法による規制があります。詳しくは、盛岡市役所 建築指導課と、施設所在地を管轄する消防署に相談してください。申請時は、次の書類の確認に協力してください。

- 建築確認検査済証の写し（建築物の完成後に、建築主事等の検査を受けた後に交付されるもの）
- 消防法令適合通知書の写し（建築物の完成後に、消防署の検査を受けた後に交付されるもの）

○申請書案内ページ

「盛岡市公式ホームページ」→「オンラインサービス」
→「申請書ダウンロード」→「保健所」→「生活衛生」
→「興行場営業許可申請書」

○お問い合わせ先

盛岡市保健所 生活衛生課
〒020-0884 盛岡市神明町 3-29 6 F
電話：019-603-8310 ファクス：019-654-5665
メール：seikatsueisei@city.morioka.iwate.jp